

(様式第2号)

団体概要書

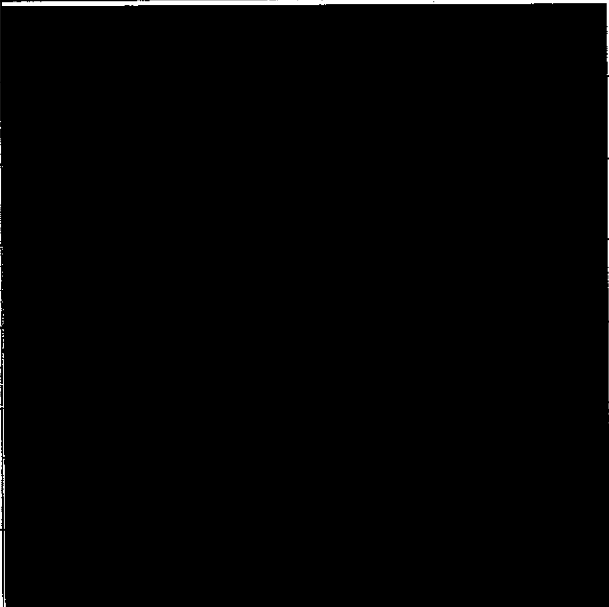
団体の名称	特定非営利活動法人つくし野会
団体所在地	奈良県北葛城郡広陵町47番地
活動の開始年月	平成21年9月
法人格	・ <input checked="" type="checkbox"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成21年9月9日 所轄：奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	①. 保健・医療 ②. 福祉 ③. 社会教育 ④. まちづくり ⑤. 観光の振興 ⑥. 農山漁村の振興 ⑦. 中山間地域の振興 ⑧. 学術 ⑨. 文化・芸術 ⑩. スポーツ ⑪. 環境の保全 ⑫. 動物愛護 ⑬. 災害救援 ⑭. 地域安全 活動 ⑮. 人権・平和 ⑯. 国際協力・交流 ⑰. 男女共同参画 ⑱. 子どもの健全育成 ⑲. 子育て支援 ⑳. 情報化社会の発展 ㉑. 科学技術 ㉒. 経済活動の活性化 ㉓. 職業能力・雇用機会 ㉔. 消費者の保護 ㉕. 団体の連携・支援 ㉖. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県全域 (主に中南和)
現在の活動内容	生活介護事業所「もりの実」では、現在15名の利用者がさをり織り、野菜作り、古紙回収などを行っている。平成27年よりクロネコヤマト社から委託を受けDM便配達開始、平成29年度より広陵町都市整備課からプリンター管理の委託を受け、地域の中で社会貢献できることに喜びを感じながら日々活動している。 余暇支援活動では月に1回年齢や学校・職場を越え、知的障がいをもつ小学生以上の方、兄弟、保護者、ボランティアとその家族が共に参加できる場所を提供している。ダンス・お菓子作り・音楽活動などを通して、障がいの有無に関わらず地域の中でたくさんの人と交わり、仲間を作ることを目指している。 個人会員数 52人 : 団体会員 団体 : 専従職員 12人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	・H21年11月 余暇支援活動開始 (以後月1回開催) ・H22年4月 「もりの実」事業所開所 (4月24日 広陵町中央公民館にて開所式) ・つくし野会総会 (毎年6月開催) ・さをり織り商品販売 (奈良県振興センター販売会、地域のショッピングモール等) ・広陵町さわやかホールにてさをり商品を販売 (優先調達法にて週1回) ・毎週月・水・金曜、近隣の小学校や病院等を訪問し、古紙回収を行う ・8月 広陵町図書館でさをり織展を開催 ・9月 広陵町商工会議所主催のかぐや姫まつりに参加 ・通年 クロネコヤマト社より委託を受けDM便配達を行う (寺戸、南、萱野地区) ・通年 広陵町都市整備課より委託を受け、近隣のプリンター管理を行う ・H27年 奈良県地域貢献サポート基金より助成を受け、余暇支援活動を実施
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	私達の事業所は、障がい者や健常者などの隔たりなく一社会人として地域と繋がることを目指し、誰もが自分の良さを最大限に発揮できる事業所でありたいと思っています。余暇支援活動では参加者全員が視野を広げ、仲間と力を合わせながら様々な活動を楽しんでいますが、現状では資金不足の為参加者の負担が増え、活動の内容も限られてしまいます。基金にて充実した活動を実施し、細く長く継続していけることを願っています。

(様式第3号)

令和 5年 12月 19日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人つくし野会

役 職 名	氏 名	住 所
理事	上田 和美	
理事	富田 忠一	
理事	森 隆司	
理事	後藤 文造	
理事	渡辺 哲久	
理事	梶原 美保	
監事	谷野 芳枝	
		以 上

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人つくし野会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくし野会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域で暮らす人々が、障害のあるなしに関わらず、共に感じあえる隔たりのない環境を整えていくことを目指し、障害を持つ方々の日中支援、生活支援、余暇支援体制を構築することに関する事業を行い福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、多様な障害特性に多面的な角度から支援ができるチーム体制作りを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

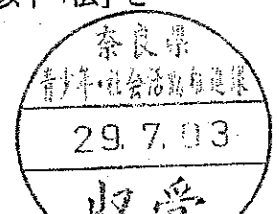
(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ④障害者（児）の余暇支援事業
 - ⑤障害児親子の集いピアサポート事業
 - ⑥保育サポーター事業
 - ⑦その他第3条の目的を達するために必要な事業
- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。



- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。1人を常務理事としておくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。



- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けてこの法人の常務を処理する。
- 3 常務理事又は理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。



(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。



(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)



第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

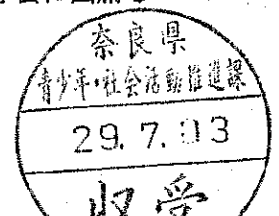
第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。



4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(書面等による議決)

第39条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

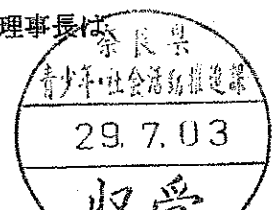
(正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則)

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は



理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	斎藤 文夫
常務理事	上田 和美
同	富田 忠一
同	森 隆司
同	大西 今日子
監事	渡辺 哲久
同	谷野 芳枝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	1,000 円
(2) 年会費 正会員	3,000 円
(3) 年会費 賛助会員	2,000 円



令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

特定非営利活動法人 つくし野会

1 事業の成果

令和4年度は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業「もりの実」と障害者(児)の余暇支援事業として障害者(児)の余暇支援事業「ほっぷ・すてっぷ」を昨年度に引き続き行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	さをり織り・畑作業・古紙回収その他、レクリエーション活動等	令和4年4月1日～令和5年3月31日の平日	広陵町寺戸	15人	19人	36.394
障害者(児)の余暇支援事業	ムーブメント、お菓子作り、クラフト等	令和4年4月1日～令和5年3月31日の月1回 2時間 コロナ蔓延の為、8月の活動のみ中止した。	広陵町中央公民館	9人	中和・西和福祉圏域を中心とした障害者(児)・その兄弟 延本人115人、兄弟1人、保護者54人	60
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	本年度は実施せず					0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	本年度は実施せず。					0
障害児親子の集いピアサポート事業	本年度は実施せず					0
保育サポーター事業	本年度は実施せず。					0
その他第3条の目的を達するために必要な事業	本年度は実施せず					0

活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 つくし野会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 入会金収益	13,000	13,000	
2. 受取会費	183,000	183,000	
3. 受取寄附金	12,854	12,854	
4. 受取助成金等	296,135	296,135	
5. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	43,545,517		
余暇支援事業収益	41,900	43,587,417	
5. その他の収益			
受取利息	329		
雑収益	311,238	311,567	
経常収益計			44,403,973
II 経常費用の部			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	22,509,082		
退職給付費用	180,000		
法定福利費	2,437,814		
人件費計	25,106,896		
(2) その他の経費			
給食費	557,000		
保険衛生費	122,370		
教養娯楽費	204,006		
水道光熱費	378,270		
消耗品費	617,860		
燃料費	515,136		
諸謝金	64,565		
旅費交通費	834		
通運運搬費	122,234		
業務委託費	530,200		
手数料	50,270		
修繕費	180,838		
印刷製本費	63,625		
研修費	56,340		
福利厚生費	251,240		
保険料	614,648		
広告宣伝費	527,000		
租税公課	600		
保守料	264,000		
諸会費	23,286		
雑費	118,244		
支払利息	138,703		
減価償却費	4,192,256		
就労支援事業費	1,742,685		
その他経費計	11,347,210		
事業費計		36,454,106	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他の経費			
消耗品費	321		
通運運搬費	15,770		
租税公課	1,200		
会議費	2,679		
手数料	1,265		
諸会費	7,500		
その他経費計	28,735		
管理費計		28,735	
経常費用計			36,482,841
当期経常増減額			7,921,132
III 経常外収益の部			
経常外収益計			0
IV 経常外費用の部			
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
税引前当期正味財産増減額			7,921,132
法人税・住民税及び事業税			1,569,350
当期正味財産増減額			6,351,782
前期繰越正味財産額			96,006,062
次期繰越正味財産額			102,357,844

貸借対照表
令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 つくし野会
(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	151,006		
普通預金	37,089,799		
未収入金	7,679,694		
商品・製品	421,150		
原材料	120,120		
その他の流動資産	29,040		
流動資産合計		45,490,809	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
土地	29,377,787		
建物	47,450,157		
建物附属設備	15,972,308		
構築物	4,273,083		
車両運搬具	1,238,820		
器具及び備品	4		
有形固定資産計	98,312,159		
(2)無形固定資産			
権利	441,830		
無形固定資産計	441,830		
(3)投資その他の資産			
工賃変動積立資産	89,000		
設備等整備積立資産	527,000		
長期前払費用	257,580		
投資その他の資産計	873,580		
固定資産合計		99,627,569	
資産合計			145,118,378
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,556,886		
一年以内返済予定設備資金借入金	3,048,000		
預り金	280,348		
未払法人税等	1,569,300		
流動負債合計		7,454,534	
2. 固定負債			
設備資金借入金	35,306,000		
固定負債合計		35,306,000	
負債合計			42,760,534
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		96,006,062	
当期正味財産増減額		6,351,782	
正味財産合計			102,357,844
負債及び正味財産合計			145,118,378

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準は、原価基準により評価方法は最終仕入原価法によっています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産は、定額法で償却をしています。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	当年度	前年度	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益					
1. 入会金	0	0	0	13,000	13,000
2. 受取会費	0	3,000	3,000	180,000	183,000
3. 受取寄付金	0	0	0	12,854	12,854
4. 受取助成金等	296,135	0	296,135	0	296,135
5. 事業収益	43,545,517	41,900	43,587,417	0	43,587,417
6. その他収益	311,567	0	311,567	0	311,567
経常収益計	44,153,219	44,900	44,198,119	205,854	44,403,973
II 経常費用					
(1) 人件費					
給料手当	22,509,082	0	22,509,082	0	22,509,082
退職給付費用	160,000	0	160,000	0	160,000
法定福利費	2,437,814	0	2,437,814	0	2,437,814
人件費計	25,106,896	0	25,106,896	0	25,106,896
(2) その他経費					
給食費	567,000	0	567,000	0	567,000
保険衛生費	122,370	0	122,370	0	122,370
教養娯楽費	201,475	2,531	204,006	0	204,006
水道光熱費	378,270	0	378,270	0	378,270
消耗品費	611,388	6,477	617,860	321	618,181
車両燃料費	515,136	0	515,136	0	515,136
諸謝金	35,565	29,000	64,565	0	64,565
旅費交通費	834	0	834	0	834
通信運搬費	120,176	2,058	122,234	15,770	138,004
業務委託費	530,200	0	530,200	0	530,200
手数料	50,270	0	50,270	1,265	51,535
修繕費	180,838	0	180,838	0	180,838
印刷製本費	63,625	0	63,625	0	63,625
研修費	56,340	0	56,340	0	56,340
福利厚生費	251,240	0	251,240	0	251,240
会議費	0	0	0	2,679	2,679
租税公課	600	0	600	1,200	1,800
保険料	604,808	9,840	614,648	0	614,648
広告宣伝費	517,000	10,000	527,000	0	527,000
保守料	264,000	0	264,000	0	264,000
諸会費	23,286	0	23,286	7,500	30,786
減価償却費	4,192,256	0	4,192,256	0	4,192,256
雑費	119,244	0	119,244	0	119,244
支払利息	138,703	0	138,703	0	138,703
就労支援事業費	1,742,685	0	1,742,685	0	1,742,685
その他経費計	11,287,304	59,906	11,347,210	28,735	11,375,945
経常経費計	36,394,200	59,906	36,454,106	28,735	36,482,841
当期経常増減額	7,759,019	△ 15,006	7,744,013	177,119	7,921,132

3. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	当年度	前年度	事業部門計	管理部門	合計
有形固定資産					
土地	29,377,787	0	29,377,787	0	29,377,787
建物	51,801,481	0	51,801,481	4,351,324	47,450,157
建物附属設備	18,443,768	0	18,443,768	2,471,460	15,972,308
構築物	5,131,945	0	5,131,945	858,862	4,273,083
車両及び運搬具	7,362,850	0	7,362,850	6,124,030	1,238,820
器具及び備品	2,024,000	0	2,024,000	2,028,996	4
無形固定資産					
権利	510,000	0	510,000	68,170	441,830
投資その他の資産					
工賃変動積立資産	0	89,000	89,000	0	89,000
設備等整備積立資産	324,000	203,000	527,000	0	527,000
長期前払費用	171,720	85,860	257,580	0	257,580
合計	377,860	0	115,525,411	8,216,196	99,627,669

4. 役員及びその近親者との取引の内容

該当なし

財産目録
令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 つくし野会
(単位:円)

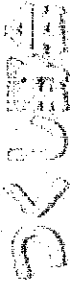
科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	151,006		
普通預金 南都銀行	37,089,799		
未収入金 国保連合他	7,679,694		
商品・製品	421,150		
原材料	120,120		
その他の流動資産	29,040		
流動資産合計		45,490,809	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
土地	29,377,787		
建物	47,450,157		
建物附属設備	15,972,308		
構築物	4,273,083		
車両運搬具	1,238,820		
器具及び備品	4		
有形固定資産計	98,312,159		
(2) 無形固定資産			
権利	441,830		
無形固定資産計	441,830		
(3) 投資その他の資産			
工賃変動積立資産	89,000		
設備等整備積立資産	527,000		
長期前払費用	257,580		
投資その他の資産計	873,580		
固定資産合計		99,627,569	
資産合計			145,118,378
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 給与他	2,556,886		
預り金 源泉所得税他	280,348		
一年以内返済予定設備資金借入金	3,048,000		
未払法人税等	1,569,300		
流動負債合計		7,454,534	
2 固定負債			
設備資金借入金	35,306,000		
固定負債合計		35,306,000	
負債合計			42,760,534
正味財産合計			102,357,844



tsukushino

NPO 法人

tsukushinokai



つくし野会を目指しています

社会的弱者といわれる方々が、住みやすいと感じる地域を創っていくことが、全ての人にとっても住みやすい地域へと繋がります。誰もが守られていてと感じる安心感は、当事者だけでなくその地域に住む方々の心にとりを与え、社会の豊さに繋がります。

私たちは、活動を通して地域の方と共に創っていきたいと考えています。

私たちつくし野会は、

「障がいのあるなしに関わらず地域で支え合う暮らし」を目指して平成21年より活動しています。

1、当事者が、「支えられる」だけでなく「支える」

立場になる活動や仕事を提案します。

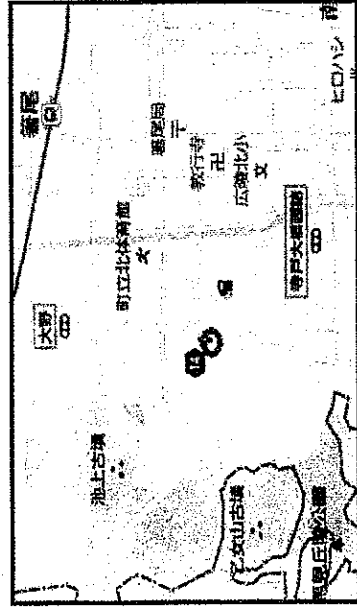
1、障がいを持つことは「特別なこと」ではない、また「特別な人」ではないことを理解しあえる環境作りを目指しています。

1、障がい・健常者ともに垣根のない仲間づくりを目指しています。

1、様々な障害特性に多面的な角度で支援するチーム作り、力強い人材の育成を目指しています。

生活介護「もりの美」では、その人その人のベースに合わせて活動を行なっています。それぞれ活動内容は違っても、集団が苦手でも「もりの美」の仲間として、気持ちは一っ「友だちっていいもんだ!!」

「もりの美って楽しい!!」と。私、みんなの居場所として安心できる事業所を目指しています。



奈良県北葛城郡広陵町寺戸47番地

TEL 0745-56-2580

Mail tsukushinokai925@nike.eonet.ne.jp

HP http://tsukushino.wixsite.com/morinomitukushino

【つくし野会が目指すもの】

【当事者像】

- ① 主体的に行動し力強く自分の人生を歩む
 - ② 失敗や経験から学び、前向きに取り組む
 - ③ 自信と責任をもつ
 - ④ 社会の一員であると同感できる
- 【スタッフ像】
- ① メンバーの充実した仕事・活動を創造する
 - ② 地域の中の事業所として活動する
 - ③ 専門職として学び続ける
 - ④ メンバーの立場にたった視点をもつ

バーキューでスイカ割り



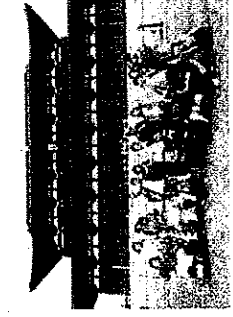
バーキューで川遊び



曾爾高原へ泊旅行



平城京旧跡へハイキング



さをり商品の販売会

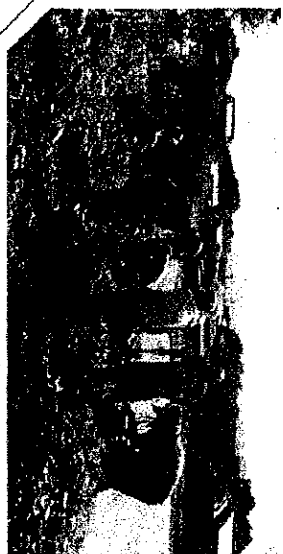


関西サイクルスポーツセンター



【生活介護の紹介 B班】

畑作業の様子



穏やかな日差しの中、畝作り・苗植え・水やり・草引き等、メンバーがそれぞれできることを積極的に行い、「次はどの野菜が収穫できるかなあ?」と野菜の成長を楽しみながら、メンバーと職員が協力して作業しています! じゃがいもの苗も大きくなり、スナップエンドウや玉ねぎ、その他の野菜もすくすく育っています。たくさん美味しい野菜ができるのを楽しみに待っていますね。

クロネコネコボ入配達の様子



ヤマト運輸株式会社と個別契約を結び、ダイレクトメールやカタログなどを郵便受け(ポスト等)に配達する委託業務です。配達員はメンバーと呼ばれ、目印のポストを誇らしげに着用して町内3地区を受け持つて配達します。配達先の地図の印付けから配達機械の操作までメンバーが分担して作業に当たっています。冬は寒く、夏は日照り、雨が降っても休まずに続いています。

【生活介護の紹介 A班】

さをり織りの様子



「さをり織り」は、1972年に大阪の主婦、城みささんによって生みだされた簡単な「はた織り」です。名前の意味は、それぞれが持つ個性・感性を織り込む、つまり「差異を織る」ところから来ています。色彩や素材・織り方も自由という制約なく、既成概念にとられない織物がメンバーの個性を引出し思いもよらない作品になります。反物は縫製プラントニアさんやメンバーの手で素敵な製品に仕上がります。(表紙のぬいぐるみ)

古紙回収の様子



古紙とは何でしょうか?古紙とは1度使われたりサイクルできる紙のことです。古紙はリサイクルされ段ボール箱、トイレットペーパーに生まれかわりますが回収しなければ、ただのゴミになってしまいます。メンバーが職員と一緒に回収先を回り、車に積み込み業者に引き取ってもらいます。一回で200キロ近く回収することもあり、夏場は汗だくになりながらも頑張っています。

【余暇支援・ほっぷすてっぷ活動】

「ほっぷすてっぷ」の活動は平成21年11月より開始し今年で12年となります。月に一度、障害を持っておられる方を中心に活動しています。年齢は小学生から大人の方まで幅広い方が参加されています。皆さん元気がいっぱい楽しいことが大好きです。保護者の方々には情報交換の場として「ほっこりタイム」を設けています。

活動方針は

- ・地域に暮らす障害を持つ人たちの楽しい余暇の場をつくる
- ・押しつけではなく、本人の意志で、各々のペースでみんなが楽しめる活動を考え実行する。
- ・学校や就労の場を越えて、また地域や年齢も超えて出会い、仲間作りのできる活動にする。
- ・利用者同士だけでなく、スタッフや利用者の兄弟姉妹など、様々な人々が仲間として活動する

活動内容は

調理や音楽療法の運動、工作や外出など様々な企画を用意し月に1回ワイワイにぎやかな楽しい活動をしています。遊ぶのが大好きな方!ワイワイが大好きな方!人と関わるのが苦手な方!福祉に興味のない方!どなたでも大丈夫!好きな活動だけの参加もできます。毎回参加ももちろんオツケー、友達も誘って遊びに来てください。

※参加者・ボランティア常駐勤務中です。



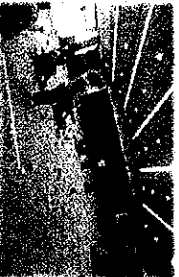
「夏祭り」の様子



リトミックの様子



調理 うどん作りの様子



ミニ運動会の様子

つくし野会だより



初バーベキュー 段ボールテーブルづくり
出来ました！！



めえめえ牧場「美味しいね～」



「福祉に必要な感性」

理事長 上田 和美

支援者として必要とされる感性について考えたいと思います。「言葉を発しない、理解しづらい言動や行動、または表出がほぼない」方の場合、支援者側が本人の思いを理解しようと視覚や環境を整えた上で本人が選択する余地を設け、表情で判断したり、日頃よりその方の何気ない行動や表情をそれとなく窺い何を考えているかを想像しています。「洞察」の言葉が合致していると思います。何か顛末が起こった場合、その前後の行動を振り返り、何故その行動を取りたいと思ったのか。理由を考えます。あくまでも支援者サイドで模索した答えなので、本人からすると意に反している場合も多々あると思います。それでも言葉の無い関係であっても、阿吽の呼吸のような意思の疎通が本人と支援者の間に生まれてきます。

「言葉」を発しないのでその人の気持ちが分からないと言う方もおられます。また反対に「言葉」そのものを鵜呑みにし、「～と言ったから」と全て本人の言葉を優先しようとする向きもあります。今の福祉が「自己決定」を声高に唱えている影響かとも思います。それは誤った「本人主体・自己決定」です。その方の言葉に表せない機微を読み取るには、感性が必要になってきます。「福祉の関わっているからといって備わるものでもない。」とも言われます。感性を磨くにはどうすれば良いか？絵画や音楽などの芸術に身を置くことも一つかと思いますが、もっと卑近な自身に目を向ける。簡単だけれど実行するには難しい、自分以外の考えを受け入れる力を自身に備えることではないでしょうか？人の心も自然も物事も変化するものであり、柔軟に対応する力を鍛えることではないかと思います。自身のコントロール下ではどうにもならないものであるといった前提を忘れがちになった時、感性が鈍るのではないかと思うのです。

A 班調理実習



コロナが5類へ移行して半年近くが経ちました。イベントやお祭りが再開され、どこも以前の賑わいを取り戻しつつありますよね！もりの実でも今まで中止していた調理実習やおやつ作り、販売での外食が今年は再開となりました。今日はA班の調理実習の様子をお届けしたいと思います♡

調理実習は2グループに分かれて毎月実施しています。メニューを決めて、材料を買いに行き、いざ調理！みんな楽しみにしているプログラムです。8月は「ピザ作り」をしました♪生地をこねる所から作る本格ピザで、1人1枚、自分の好きな具材を載せて焼きました！香ばしく焼けたピザにみんなニコリでした。9月の「きのこちらし寿司」は、ごはんを炊く・錦糸卵を焼く、えびなどの具材を切る等々…いろいろな工程の経験が出来たようです(^_^)♪彩り豊かなちらし寿司は見た目にも美味しそうでした！

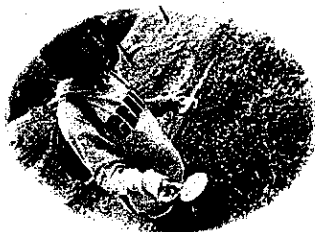


下半期も調理実習をはじめ、おやつ作りやプチ外出、イベントも目白押しなので、みんなワクワク♪ 楽しいイベントもちろん、毎日の活動も全力で頑張りたいと思います(*^▽^*)

～B 班プチ外出～



B班プチ外出は2ヶ月に1回開催されます。日頃の活動のリフレッシュ、非日常を楽しむ為、それぞれのグループにあった外出先へ出かけ楽しんでます('ω')ノまったりチームは8月に[イオンモール檀原]へ行き、昼食とショッピングを楽しみました。いろいろなお店をまわり、靴下やハンカチなど欲しい商品をゲットしました！元気いっぱいチームは10月に山添村の[めえめえ牧場]へ行きました。広々とした空間に青空が広がり、その中でみんな食べるご飯は美味しかったです！羊の餌やりも最初は怖くてせんべいを投げていましたが、時間が経つにつれて直接餌をあげることが出来て、メンバーも羊もニコリ☆また、広大な土地をゆったりと散歩し体動かし、気持ちもリフレッシュ！まったりチームも元気いっぱいチームもそれぞれプチ外出楽しみました！！また次のプチ外出を楽しみに、毎日の活動を頑張らしましょう('◇')♪



～余暇支援倶楽部 「ほっぷすてっぷ」～



ほっぷすてっぷでは、月に一度(土曜)調理・音楽・ダンスなど仲間と余暇を楽しむ活動を行っています。新しい仲間や高校生のボランティアを迎え、新しい風が感じられる15年目です。コロナが5類に移行し、お祭りやイベントも再開されお出かけ機会が増えてきました。ほっぷすてっぷでも、今まで中止していた調理などをおこなっていきます。また、保護者の方が集まり少しの間、子どもさんと離れ、情報共有や日頃の悩みを相談できる時間「ほっこりタイム」も大切にしたいと思います。



【活動の様子】

6月「七夕飾り作り」

6月の活動は七夕飾り作りでした。まずはどの飾りを笹につけようか悩み、見本を見ながら作る方、独自に飾りつけを作る方、お花を作って飾られる方、時間いっぱい創作に取り組みました。願い事は「お仕事頑張りたい!」「好きなものをお腹いっぱい食べたい」などなどたくさんの願い事が飾られました☆彡



7月「スローエアロビクス」

7月の活動は木ノ脇裕美先生によるスローエアロビクスでした。まずは軽いストレッチから始まり、徐々にリズムに乗って大きく体を動かしていきます。皆の知っている歌が流れると、ノリノリ♪自然と体が大きく動きます!スローエアロビクスですが、激しい動きもあり汗だくになりながら楽しみました。

8月「調理(カレー)」

8月の活動は調理でした。コロナが5類になり3年振りの調理となりました。みんな大好き調理メニューは「ナン・カレー・フルーツポンチ」でした。まずはナン作りから、そのあとはフルーツポンチ作りでした。粉を混ぜたり伸ばしたり、フルーツを切ったり久しぶりの調理を楽しみました!



9月「ミュージックケア」

9月は尾川久子先生のミュージックケアでした。アンパンマンの歌に合わせて、ロープを使い体を動かしたり、バルーンをみんなで持ち、宙になびかせました。最後はサティ「ジムノパディ」の音を聞いて、気持ちをリラックスさせ、ゆったりした気持ちで終わることが出来ました。



10月「バーベキュー」

ほっぷすてっぷ初のバーベキュー開催。まずは畑で芋ほりを行いました。大きい芋から、小さい芋まで取れてみんな嬉しそうでした。手作りの机と座布団を作り、それを使ってバーベキューを楽しみました。マシュマロを自分達で焼いてみんな嬉しそうでした!



今後のほっぷすてっぷ予定

- 12月16日 クリスマス会
- 1月20日 音楽療法
- 2月17日 調理
(ひな祭りデコレーション寿司)
- 3月16日 ミニ運動会・懇親会

～もりの実職員紹介～



7月に入職し、4か月が経ちました。優しいもりの実の方々に囲まれ、毎日楽しく勤務させていただいております。さをり織りや畑、古紙回収などはじめてのことも多く、毎日がアドベンチャー！ですが、メンバーさんの表情や何気ない一言に見出す発見は何物にも代えがたく、この仕事の喜びを大いに感じております。先輩方の優しさに助けていただきながら、より良い支援を目指して今後も邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小野寺圭子

8月に入職させて頂きました。大学で社会福祉の勉強をしており、こちらで働こうと決意しました。慣れないことだらけで周りの人達に助けをもらいながら日々成長していけたらと思います。これからもよろしくお願いします。

上田優奈

8月からアルバイトとして勤務させていただいています。大学で社会福祉学を学んでおります。わからないことが多くありますが、職員の方々のご指導や、メンバーさんたちの活動を通し、日々、色々な経験や、体験をさせていただいています。たくさんの学びを得て、しっかり成長できたらと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

岩田萌夏

もりの実のメンバーの皆様、職員の皆様と一緒に生活させて頂く様になり、約二カ月が経ちました。分からない事や戸惑ったりしながらも、メンバーさんの笑顔や職員さんに支えられて「今日も笑顔で頑張ろう！」と思いながら働かせて頂いております。これからももりの実での出会いを大切に、もっともっと勉強しながら、毎日と一緒に生活させて頂けたらと思っております。これからもどうぞよろしくお願い致します。

佐々木 康之

☆古紙回収にご協力ください！☆

★★★ もりの実 掲示板 ★★★

事業所までお持ちください。(事業所の近隣の方でしたらご自宅まで取りに伺います)

回収品：段ボール・新聞・チラシ・雑誌・古本・牛乳パック・古着・アルミ缶

☆縫製ボランティア募集☆

☆さをり商品・苗・野菜販売しています☆

エコルマミ(毎月11日)・元気村マルシェ・イズミヤわたしのたからもの・よってってに出品しています。

☆余暇支援【ほっぷすてっぷ】会員募集☆

音楽・ダンス・創作・調理・外出など楽しい活動が月に1度開催されます(^^)

一緒に余暇支援を楽しみませんか？新規の会員募集しています！

☆Instagram更新中です☆月に一度、近況を更新しています。

☆つくし野会会員募集中！☆

つくし野会を共に創りあげてください。 入会金 1,000円 正会員年会費 3,000円



赤い羽根共同募金様より福祉車両購入費用を助成頂けることになりました。
来年三月納車予定です！募金活動にご協力頂いた皆様、ありがとうございます。



特定非営利活動法人 つくし野会

〒635-0817 奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸 47 番地

TEL/FAX : 0745-56-2580

E-mail : tsukushinokai925@nike.eonet.ne.jp

NPO 法人チョウタリィの会 文具バンク



文具バンクの様子

(左) ハヌマン学校 (ネパール)、(中) マニケル・ローワー学校 (ネパール)、(右) 国内での文具バンク (奈良市)

チョウタリィの会では、子育て支援として、子どもの教育に必要な文具(鉛筆、ノート、消しゴム、シャープペンシル等)を無償で配布する文具バンクを開催致します。必要とされる方は、ぜひ文具バンクをご利用下さい。

●ご連絡は、0742-46-9601 または info@chautary.org

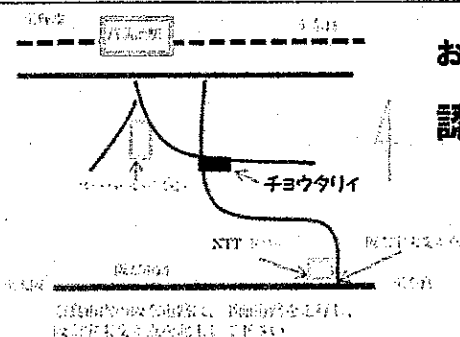
特定非営利活動法人チョウタリィの会とは

チョウタリィは、1993年にネパールの障害を持つ子どもたちが通うための学校建設と女性たちの仕事作りを目標として活動をスタートしました。現在では、ネパール、タイ、インドネシア、インドの様々な困難を抱えている子どもたちへの教育、保健、自立などの支援活動を行なっています。チョウタリィでは、困難な状況にある子どもたちへの支援活動を続けていくことを使命として、全ての子どもたちが未来に希望を持ち「生まれてきてよかった」と思えることができる、平和で公正な国際社会の実現を目指しています。

●お電話またはメールにてお申し込み下さい。

●場所 チョウタリィ・エデュケーションセンター

(奈良市あやめ池南 5-1-1 駐車場あります)



お問合せ先

認定 NPO 法人 チョウタリィの会

〒631-0033 奈良市あやめ池南 5-1-1

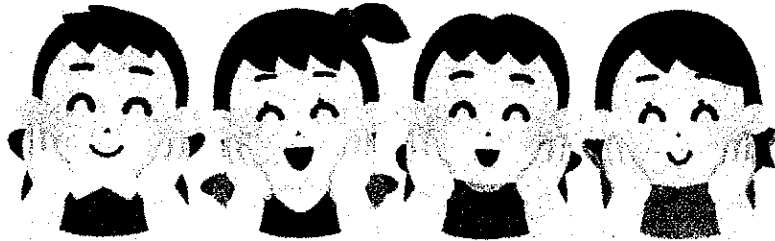
TEL 0742-46-9601 Eメール info@chautary.org

ホームページ <http://www.chautary.org>



みんなで過ごす楽しいひととき

元気子どもカフェ

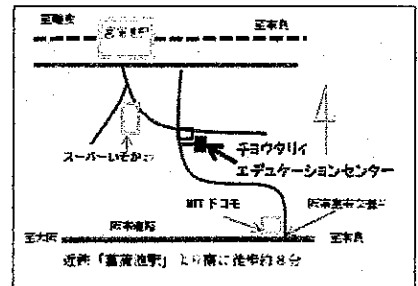


運営事業者
認定NPO法人チャウタリイの会

毎月第1水曜日及び第3水曜日 午後2時から午後4時まで

当法人のエデュケーションセンターにて読書、読み聞かせ、簡単な工作、リズム遊び、ペープサート等を行い、楽しい時間を共に過ごしましょう。

- 対象者 伏見中学校区及びその周辺の未就学児、小学生、中学生
- 開催日 毎月第1水曜日及び第3水曜日 午後2時から午後4時まで
- 実施場所 チャウタリイ・エデュケーションセンター
奈良市あやめ池南五丁目1番1号
- スタッフ 絵本専門士 元幼稚園教諭
チャウタリイの会理事等



当支援事業は、奈良市からの助成をいただいております。

活動内容は、奈良市に報告致します。

*お菓子等の提供を行ないますが、食物アレルギー等の対応は行なっていません。保護者各自の責任においてご飲食下さい。

*通所は必ず保護者の責任で行なって下さい。

ご利用には、お申し込み（ご登録）が必要です。QRコードまたはURLからお申し込みフォームにてお申し込み下さい。お申し込みを受け付けましたらメールにて返信致します。



お問合せは、メールかお電話で

認定NPO法人 チャウタリイの会

TEL 0742-46-9601 Eメール info@chautary.org

ホームページ <https://www.chautary.org>



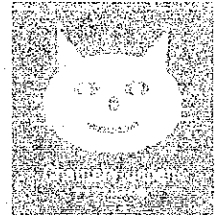
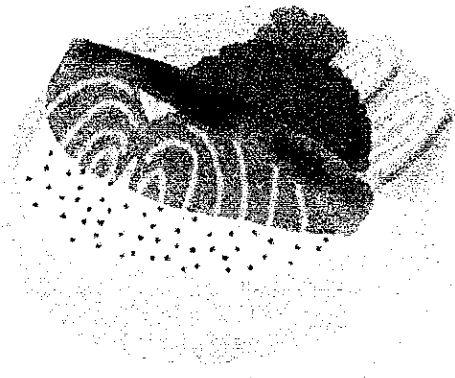
お申し込みフォーム

<https://onl.tw/e5J5B3F>

おいしい 楽しい お弁当の宅配です！

元気ごはん

2023 年度
(宅食)



運営事業者
NPO 法人チョウタリィの会

ご利用は無料です！ 2023年5月から2024年3月まで(予定)

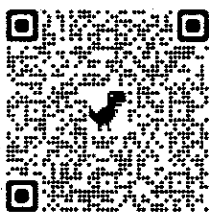
対象者は、*児童及び妊婦の方です。

*「児童」とは、就学前児童、小学生、中学生、高校生及び18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方です。
当支援事業では、奈良市からの助成をいただき、お弁当やお菓子等を無料でお届けします。活動内容は、奈良市に報告いたします。

*お弁当等の食品については、食物アレルギー等の対応は行なっておりません。保護者ご利用者各自でご注意ください。

2023年5月から2024年3月までの間、毎月2回お届けします。
お届け日は、第1金曜日と第3金曜日
17:00~19:00の間にお届けします。

ご利用には、お申し込みが必要です QRコードまたはURLからお申し込みフォームにてお申し込み下さい
お申し込みを受け付けましたらメールにて返信致します
お申し込み及びキャンセルの締切りは、実施日の1週間前です



お申し込みフォーム

<https://onl.la/Ez8Yt2u>

お問合せは、メールかお電話で

認定 NPO 法人 チョウタリィの会

TEL 0742-46-9601 Eメール info@chautary.org

ホームページ <http://www.chautary.org>

